



申請書等の押印廃止のお知らせ

申請書等の押印廃止に係る暫定措置の全庁的な取組により、土木事務所計画建築部まちづくり推進課及び(まちづくり)建築指導課が所管する法令等(※)の各種申請書等について、暫定的な措置として令和3年3月1日から押印を求めないこととなりました。

なお、次の書類は押印廃止の対象外で、引き続き押印を求めることとしております。
詳しくは窓口にてお問合せください。

(※)建築基準法、都市計画法、宅地造成等規制法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、これらに係る条例・要綱・要領等

【引き続き押印を求める書類】

- ・道路の位置の指定承諾書、変更承諾書、廃止承諾書(県建築基準法施行細則第3条)
- ・一団地の総合的設計制度に係る認定の同意書、取消しの合意書、連坦建築物設計制度に係る認定の同意書(一団地の総合的設計制度及び連坦建築物設計制度の運用について 第3 2)
- ・開発行為の施行等の同意書(都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則第4条)
- ・建築協定に関する合意を証する書類等(県建築基準法施行細則第25条、27条、29条)
- ・道の通行に関する承諾書(県建築基準法施行細則第2条の2)
- ・上記以外の許可・認定要件になっている承諾書、同意書
- ・委任状 等

【備考】

- ※申請書等を手書き訂正する場合は、訂正を行った者の押印又は署名をお願いします。
- ※押印を求めないこととする申請書等に押印しても差し支えありません。

お問い合わせ

所管区域	土木事務所		
	担当課	所在地	連絡先
逗子市、三浦市、葉山町	横須賀土木事務所 計画建築部 まちづくり・建築指導課	〒238-0022 横須賀市公郷町1-56-5	電話 046-853-8800(内線311~314,341~345) FAX 046-853-7443
伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	平塚土木事務所 計画建築部 まちづくり推進課、建築指導課	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1	電話 0463-22-2711(内線4133,4135~4139, 4103~4108) FAX 0463-24-0488
愛川町、清川村	厚木土木事務所 計画建築部 まちづくり・建築指導課	〒243-0016 厚木市田村町2-28	電話 046-223-1711(内線511,512,531~533) FAX 046-222-7259
海老名市、座間市、綾瀬市	厚木土木事務所東部センター まちづくり・建築指導課	〒252-1133 綾瀬市寺尾本町1-11-3	電話 0467-79-2800(代表) FAX 0467-79-2858
南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	県西土木事務所 計画建築部 まちづくり・建築指導課	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島 2489-2	電話 0465-83-5111(内線271~276,281~284) FAX 0465-83-6846